筆界特定・筆界調査委員の現状と実例紹介

実例①

発表者　西出郷志 委員

令和６年度

第４回　定例研修会

筆界特定制度・筆界調査委員の現状と実例紹介
実例紹介　１事例目

三重県土地家屋調査士会
境界鑑定・管理委員会

2025.2.15

「筆界特定書　写し請求」で検索 ➡ 法務局ホームページでPDFダウンロード

土地の「管轄登記所」に申請

筆界特定用

筆界特定書の写し等交付　　請　求　書

※ 太枠の中に記載してください。

土地の「所在・地番」の記載は不要

請　求　人 （請求される方）	住所（おところ）	「住所」を記載	
	ふ　り　が　な		
	氏名（おなまえ）	「氏名」を記載	
筆界特定 手続番号	土地の全部事項証明書、登記情報の「筆界特定欄」に記載してある 「筆界特定年月日 及び 手続番号」を記載		
請求の種別	筆界特定書の写し	通数	1 通 請求する通数を記載
	政令で定める図面 「筆界特定図面」のこと	通数	通
		請求する部分	□全部 □一部（　　）
送　付　先 （郵送による請求の場合のみ記載）	□ 上記住所に送付 □ 返信用封筒のとおり 郵送でも請求可能		

1通 550円
50枚越える場合
50枚ごとに100円加算

収入印紙

収入印紙は割印をしないでここにはってください。
（ただし、登記印紙も使用可能）

交付通数	手数料	
		受付・交付　　年　　月　　日

筆界特定書

筆　界　特　定　書

手　続　番　号　　令和[redacted]年第　1　号
対　象　土　地　　甲　[redacted]市[redacted]町字　C　　７６８番
不動産番号　[redacted]
（以下「甲地」という。）
乙　[redacted]市[redacted]町字　C　　７２６番
不動産番号　[redacted]
（以下「乙地１」という。）

手　続　番　号　　令和[redacted]年第　2　号
対　象　土　地　　甲　甲地
乙　[redacted]市[redacted]町字[redacted]７６７番１
不動産番号　[redacted]
（以下「乙地２」といい、乙地１及び乙地２を併せて「乙地」という。）

申　請　人　　住所
氏名　A

申請人代理人　　住所
氏名　X

上記対象土地について、筆界調査委員[redacted]の意見を踏まえ、次のとおり筆界を特定する。

結　論

１　手続番号　令和[redacted]年第　1　号
甲地と乙地１との筆界（以下「本件筆界１」という。）は、別紙筆界特定図面（以下「特定図面」という。）中のＨ１点、Ｈ２点、Ｈ３点、Ｈ４点、Ｈ５点及びＨ６点（以下、特定図面中の点については、点名のみ記載する。）を順次直線で結んだ線であると特定する。
２　手続番号　令和[redacted]年第　2　号

甲地と乙地２との筆界（以下「本件筆界２」といい、本件筆界１及び本件筆界２を併せて「本件筆界」という。）は、Ｈ６点、Ｈ７点、Ｈ８点、Ｈ９点及びＨ１０点を順次直線で結んだ線であると特定する。

理由の要旨

第１　事案の概要

１　事案の骨子

本件は、申請人が甲地の筆界確定を行うために、乙地の所有者　Ｂ　（以下「関係人　Ｂ　」という。）に対して筆界の確認を求めたところ、合意が得られなかったことから、申請に至った事案である。

２　対象土地及びその周辺の土地の状況

(1)　概況

対象土地周辺は、[redacted]駅から南西方向約[redacted]キロメートルに位置し、[redacted]県までつながる[redacted]山地の東側の山裾部分であり、小高い山林及び農地が混在する起伏の多い地域である。

(2)　対象土地及び関係土地の位置関係

対象土地及び関係土地の位置関係は、特定図面及び津地方法務局[redacted]支局（以下「管轄登記所」という。）に備え付けられている不動産登記法第１４条第４項に規定する地図に準ずる図面（以下「本件公図」という。）のとおりである（以下、対象土地と同一町名の土地については、単に地番のみをもって表記する。）。

(3)　対象土地及び関係土地の沿革

ア　甲地

甲地の所有権の登記名義人は、申請人であり、平成元年３月１日売買を原因として所有権を取得している。

甲地は、明治時代の地租改正事業（以下「地租改正」という。）により創設された土地であり、以降、分合筆の経緯はない。

イ　乙地

乙地の所有権の登記名義人は、いずれも関係人　Ｂ　であり、平成７年６月１６日相続を原因として所有権を取得している。

乙地１は、地租改正により創設された土地であり、以降、分合筆の経緯はない。

乙地２は、地租改正により創設された７６７番（以下「前乙地２」

という。）が、昭和５６年３月４日に７６７番１ないし７６７番３に分筆された後、昭和６３年７月１日に分筆錯誤により７６７番に一旦戻され、その後、同月６日に７６７番を７６７番１、７６７番４及び７６７番５に分筆、さらに同月１２日に７６７番１を７６７番１、７６７番６及び７６７番７に分筆（以下「昭和６３年分筆」という。）されたことにより形成された土地である。なお、甲地との筆界に異動を加えた経緯はない。

ウ　７６７番６（以下「関係土地１」という。）

関係土地１の所有権の登記名義人は、三重県（以下「関係人三重県」という。）であり、昭和６３年６月１３日売買を原因として所有権を取得している。

関係土地１は、昭和６３年分筆により乙地２から分筆され、形成された土地である。

エ　乙地１の東側に隣接する赤道（以下「関係土地２」という。）

関係土地２は、Ｙ市（以下「関係人Ｙ市」という。）が所有している赤道である。

オ　以上のとおり、本件筆界は、いずれも地租改正により創設された原始筆界である。

(4) 対象土地及び関係土地の現況並びに境界標及び囲障等

ア　甲地

甲地の地目は山林であり、現在は甲地のうち、東側部分が太陽光発電設備の敷地として利用され、西側部分が本件筆界付近まで急しゅんな山林となっている。

なお、本件筆界１付近には、Ｗ１点ないしＷ４点にそれぞれ木杭が存在し、それらが標識ロープでつながれている。また、甲地と関係土地１との筆界付近及び本件筆界２付近には、地形の起伏ラインに沿ってＰ２点ないしＰ４点及びＨ７点ないしＨ９点にプラスチック杭が存在している。

イ　乙地

乙地１の地目は雑種地であり、現在は資材置場として利用され、本件筆界１付近の乙地側には、長さ２メートルほどの鉄パイプを「井」の字型に組んだ簡素な柵（以下「鉄パイプ柵」という。）が設置されている。

また、乙地１は、北側で土地改良法による換地処分がされた３４９７番の公衆用道路（以下「本件北側里道」という。）と隣接しており、本件北側里道との境には、関係土地２との筆界付近まで土留め擁壁（以下「本件土留め」という。）が設置されている。

乙地２の地目は山林であり、現在は乙地２のうち、北側部分が山をを切り崩して太陽光発電設備の敷地として利用され、南側部分が、本件筆界２付近まで急な崖となっている。

ウ　関係土地１

関係土地１の地目は、公衆用道路である。甲地の南側に隣接し、現在は、竹木が生息するほぼ平たんな土地となっている。

なお、関係土地１は、南側で北西方向から南東方向に走る県道[redacted]号[redacted]環状線と隣接している。

エ　関係土地２

関係土地２は赤道であるが、現在は荒地となり、赤道の形状は確認できない。

なお、関係土地２は、東側で７６９番と隣接しているところ、７６９番と３４９７番との境に設置された石積みが、Ｐ１点のプラスチック杭に接するところまで設置されており、Ｐ１点と本件土留めとの間には、約０．９メートルの隙間がある。

第２　申請人及び関係人の主張等

１　申請人の主張

申請人は、本件筆界は、Ｈ１０点、Ｈ９点、Ｈ８点、Ｈ７点、Ａ２点、Ｓ点、Ｗ１点、Ｗ２点、Ｗ３点及びＡ１点を順次直線で結んだ線であると主張する。

その根拠は、以下のとおりである。

(1) Ｈ１０点は亡失したコンクリート杭の埋設跡地である。

(2) Ｈ９点、Ｈ８点及びＨ７点には、プラスチック杭が埋設されている。

(3) Ａ２点は、昭和６３年分筆の際に提出された地積測量図（以下「昭和６３年測量図」という。）に描画されている本件筆界２の折れ点の角度を基に、Ｈ７点から伸ばした直線と鉄パイプ柵との交点である。

(4) Ｓ点は、鉄パイプ柵の折れ点である。

(5) Ｗ１点ないしＷ４点は、同位置に埋設している木杭及び同木杭につながれている標識ロープで甲地と乙地１とを区画している。

また、これらの点は、甲地の山尻付近に位置し、地面が斜面から平面に切り替わる場所である。

(6) Ａ１点は、関係人 Ｙ 市と立会い確認を行った甲地、関係土地２及び７６９番の三筆境であるＷ４点からＷ３点方向へ官有地台帳に記載されている関係土地２の幅５分を考慮した点である。

2 関係人 Ｂ の主張

関係人 Ｂ は、意見聴取等期日を欠席したが、特定調査において、関係人 Ｂ の代理人として出席した Ｂ’ （以下「関係人 Ｂ 代理人」という。）が、以下のとおり主張した。

(1) 関係土地２は、乙地１よりも高い位置にあったが、甲地を造成した際に、関係土地２の位置が分からなくなった。

(2) 乙地２は、約２０年前に、甲地との筆界から大きく控えて造成している。

(3) Ｈ７点からＡ２点間付近には、大きな樹木が２本から３本程度植えられているが、これらの樹木は、乙地２側に植えられている。

(4) 鉄パイプ柵は、太陽光発電設備の設置の際に、設置されたものだと考えるが、Ｓ点が筆界点であるかは分からない。

(5) Ｈ８点及びＨ９点のプラスチック杭は、祖父（関係人 Ｂ の先代、以下「先代 Ｂ 」という。）が所有者であった当時に、埋設された境界標であるが、当時の甲地所有者と立会いを行い埋設した境界標であるかは分からない。

(6) Ｈ１０点は、甲地との筆界点であることに異議はない。

3 関係人三重県の主張

関係人三重県は、Ｈ１０点に埋設されていたコンクリート杭は、昭和６３年分筆当時に埋設した境界標であると思われ、当該位置を復元した同杭の埋設跡地であるＨ１０点が甲地、乙地２及び関係土地１の三筆境であると主張する。

その根拠は、昭和６３年測量図と一致しているからである。

なお、Ｐ２点ないしＰ４点のプラスチック杭は、平成２７年２月１７日に、申請人と、甲地と関係土地１との筆界確認の立会い（以下「平成２７年筆界確認」という。）を行った際に、昭和６３年測量図を基に、境界標の埋設がない又は亡失していたＰ２点ないしＰ４点の位置を復元し、埋設したものである。

4　関係人Ｙ市の主張

関係人Ｙ市は、甲地、乙地１及び関係土地２の三筆境を具体的に示すことはできないが、申請人代理人が示すＰ１点及びＷ４点の位置に異議はないと主張する。

その根拠は、令和３年４月３０日に甲地を含む申請人所有の複数筆とＹ市所有地との筆界について、申請人と筆界確認の立会い（以下「令和３年筆界確認」という。）を行った際、関係土地２の東側ラインについても立会いを行っており、申請人が主張するＰ１点からＷ４点までの長さが、官有地台帳に記載されている関係土地２の長さとおおむね一致するからである。

第３　本件筆界を特定するための資料等

１　地図に準ずる図面

管轄登記所には、本件公図が備え付けられており、その原図である和紙公図が保管されている。

本件公図において、本件筆界１は、４つの折れ点を有する５直線で、本件筆界２は、１つの折れ点を有する２直線でそれぞれ描画されており、甲地、乙地１及び乙地２の三筆境は、乙地１が甲地及び乙地２側へ「く」の字型に入り込んだ特徴的な形状で描画されている。

本件公図の原図である和紙公図には、縮尺の表記がなく、「字　Ｃ　」と表記されている。和紙公図の作成様式から、地租改正の際に作成されたものであることが確認できる。

また、本件公図に描画された本件筆界の形状は、和紙公図においても変化なく描画されている。

２　地積測量図

昭和６３年測量図は、辺長を１０センチメートル単位、求積方法を三斜法により作図されており、関係土地１及び７６７番７については、求積されているが、乙地２については、残地部分として作図されている。

昭和６３年測量図において、本件筆界２は、３つの折れ点を有する４直線で作図されている。

なお、Ｐ４点及びＨ１０点には、コンクリート杭が表記されている。

３　境界確定書等

(1)　三重県及びＹ市には、平成２７年筆界確認の際に作成した同じ境界確定書及び令和３年筆界確認の際に作成した同じ境界確認書がそれぞれ

保管されている。これらの書面には、いずれも申請人、関係人三重県及び関係人 Y 市の押印はあるが、関係人 B の押印はない。

(2) 平成２７年筆界確認の境界確定書に添付されている測量図面(以下「平成２７年境界確定図面」という。)には、甲地と関係土地１との筆界であるＰ２点ないしＰ４点の位置にプラスチック杭が表記されている。

また、同図面では、本件筆界及び関係土地２の東側の境界ラインが未確定の境界線として破線で表記されている。

(3) 令和３年筆界確認の境界確認書に添付されている測量図面(以下「現況図面」という。)には、本件筆界及び関係土地２の東側の境界ラインが実線で表記され、各折れ点の座標値も表記されている。

(4) なお、いずれの図面も同一の座標系により作成されている。

4 官有地台帳

Y 市には、官有地台帳が保管されており、関係土地２の長さは２８間、幅は５分と記載されている。

5 空中写真

国土地理院には、昭和３６年、昭和５８年及び平成２３年に撮影された空中写真(以下、撮影年を付し、「昭和３６年空中写真」等という。)が保管されている。

これらの空中写真には、それぞれ撮影当時における現地の状況が鮮明に写っており、昭和３６年空中写真では、乙地１を除き樹木が生い茂った山林であった様子が、昭和５８年空中写真では、関係土地１付近の樹木が伐採されたほか、甲地の東側の山林が切り崩された様子が、平成２３年空中写真では、甲地及び乙地２の現況が山林の切り崩しにより大きく変化し、さらに、乙地及び関係土地２の北側に隣接していた赤道も土地改良法による換地処分により拡幅され本件北側里道となっており、対象土地等の南側では、県道[redacted]号[redacted]環状線が開通しているなど、本件筆界付近及び本件北側里道の南側筆界の形状を除き、各筆の形状が、昭和３６年空中写真撮影当時と大きく変化してきた様子が確認できる。

第４ 本件筆界を特定するための資料の検討

1 現況図面の検討

(1) 現況図面は、平成２７年及び令和３年当時の現地における地形の折れ形状を現在の手法により測量し、製図されたものである。

(2) 本筆界特定手続中において、筆界調査委員により現況図面の正確性を

確認するための検査測量を行ったところ、現況における各土地の形状が正確に測量されているほか、基準点の位置関係については、亡失点を除き、全て公差の範囲内で一致していることが確認できた。

(3) よって、現況図面は、本件筆界特定において、測量の基礎図面として利用し得るものであると認められる。

2 和紙公図の検討

第３の１のとおり、本件公図と、その原図である和紙公図は、本件筆界の形状が変化なく描画され、一致していることから、以下においては、最も古い時代に作成された和紙公図の形状により検討することとする。

(1) 一般的に公図は、梵天といわれる竿及び縄等を用いた明治時代の測量手法により作成されているものの、辺長、角度、面積といった定量的な事項については信用性が低く、各筆の位置関係、おおよその形状といった定性的な事項については、信用性が高い図面であるとされている。ただし、本件筆界１を測量によって作成した図面は、和紙公図を含む本件公図のみである。

(2) そこで、本件における和紙公図の信用性が一般的な評価のとおりであるかどうかを確認するため、和紙公図と山の切り崩し等が行われる前の現地の様子が確認できる昭和３６年空中写真とを対比したところ、乙地１を含む各農地部分の形状は、いずれもほぼ相似形で整合するものの、甲地及び前乙地２を含む山林部分の形状は、全く整合しない。

これは、地租改正当時、乙地１が農地であり、平たんな土地であったのに対し、甲地及び前乙地２は山林であり、高低差があったことから、測量の精度に差があったためと考えられる。

(3) 以上のとおり、農地部分については、各筆の形状が一致していることが確認できた一方、和紙公図には、第３の１で記述したとおり、縮尺の表記がないことから、次の手法により和紙公図の縮尺調整を試みた。

(4) Ｐ１点及びＷ４点は、境界確定した点ではないものの、立会いの上、測量された点であり、関係人 Ｙ 市が、「官有地台帳記載の長さとおおむね一致し、異議はない。」とされる点であることから、現況測量図におけるこれら２点の位置を基点として、和紙公図及び昭和３６年空中写真をそれぞれ重ね合わせたところ、昭和３６年空中写真における乙地１の形状と和紙公図における乙地１の形状が、不都合なく合致することが確認できた。

(5) 以上の検討から、和紙公図は、山林部分も含む全体で検討を行うと、定性的な事項のみしか信用することができないものの、元々農地であった乙地１を局地的に検討することにより、定性的事項のみならず、定量的な事項についても信用性の高い図面であることが確認できた。

3 昭和６３年測量図の検討

(1) 昭和６３年測量図が作成された当時は、法令上、分筆登記をする際には、全地を測量することが定められ、実務においてもこれにならって地積測量図が作成され始めた時期である。

(2) そこで、昭和６３年測量図が、残地部分も測量により作成されたものかどうかを確認するため、２(4)の重ね図に、本件筆界手続中において誰からも異議のないＰ４点及びＨ１０点を基点として昭和６３年測量図を重ね合わせたところ、昭和６３年測量図に残地部分として作図された本件筆界２は、現況における乙地２の崖の中腹（関係人 B 代理人が主張する大きな樹木よりも乙地２側）まで突き出した形で重なった。

(3) また、昭和６３年測量図における本件筆界２の形状は、和紙公図における本件筆界２と折れ点の数が異なる一方、形状については現地における尾根や谷の形状とおおむね一致することから、昭和６３年分筆の残地部分である乙地２についても、いわゆる平板測量が行われたことが認められる。

(4) なお、昭和６３年測量図は、乙地２にあっては、角度が急な傾斜地であることから、その測量精度は、現在の測量精度と比べれば、低いといわざるを得ないが、同様の形状で現況の尾根谷のラインが存在し、Ｈ９点、Ｈ８点、Ｈ７点のプラスチック杭が存在することからすれば、作成当時、これらの境界標を測量の上、作成した図面であると認めて差し支えない。

第５ 本件筆界に対する判断

1 本件筆界１

本件筆界１は、原始筆界であるところ、和紙公図は、第４の２(5)のとおり、局地的に見れば、定性的にも定量的にも信用性の高い図面であることが認められ、第４の２(4)の重ね図における和紙公図に描画された乙地１の形状をそのまま現地に復元することにより、本件筆界１を特定することが最も妥当である。

よって、本件筆界１は、第４の２(4)の重ね図における和紙公図に描画

された本件筆界１を復元した点であるＨ１点、Ｈ２点、Ｈ３点、Ｈ４点、Ｈ５点及びＨ６点を順次直線で結んだ線と特定するのが相当である。

２　本件筆界２

本件筆界２は、本件筆界１と同様に原始筆界であるところ、和紙公図は、第４の２(5)のとおり、元々山林であった甲地及び前乙地２の現況とは全体的に合致しない。

これは、山林地帯においては、土地の筆界は現地の尾根及び谷等の地形に沿った形状である場合が多く、その地形が必ずしも直線的ではなく、地租改正による和紙公図の作成に当たっては、歩測や目測等の大雑把な測量が通例であったことを踏まえると、和紙公図に描画されている本件筆界２の形状が、現地の地形や地物といったものと整合しないとしても納得のいくものであり、和紙公図は、山林部分であった本件筆界２を特定するための資料とすることは相当でない。

一方、昭和６３年測量図は、先代Ｂの時代に前乙地２を分筆した際に作成されたものであり、現況の地形及び境界標と近い形状で作成されていることからすれば、先代Ｂは、少なくとも本件筆界２を和紙公図の本件筆界２とは異なる形状で認識していたと認められるほか、第４の３(4)のとおり、昭和６３年測量図に描画される本件筆界２とおおむね同じ形状で境界標が存在することからすれば、これらの境界標を筆界点と認定し、本件筆界２を特定することが妥当である。

なお、甲地、乙地１及び乙地２の三筆境については、第３の１及び第４の２(4)のとおり、乙地１の特徴的な「く」の字型の頂点であるＨ６点とすることが妥当である。

よって、本件筆界２は、Ｈ６点、Ｈ７点、Ｈ８点、Ｈ９点及びＨ１０点を順次直線で結んだ線と特定するのが相当である。

第６　結語

以上により、本件筆界は、結論のとおり特定するのが相当である。

なお、筆界調査委員の意見も同旨である。

令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

津地方法務局

筆界特定登記官　[redacted]

筆界特定図面

筆界特定図面

対象土地甲の所在	[redacted]市[redacted]町字 C	地番	768番
対象土地乙１の所在	[redacted]市[redacted]町字 C	地番	726番
対象土地乙２の所在	[redacted]市[redacted]町字 C	地番	767番1



単位：メートル

筆界点	境界標の種類
⊞	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭

基準点図１／２５００

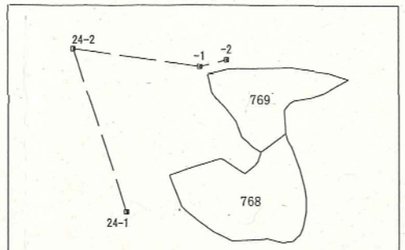

点名	X座標	Y座標
24-1	[redacted]	
24-2		
-1		
-2		

本件筆界１の座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	距離
H1	[redacted]		
H2			
H3			
H4			
H5			
H6			

本件筆界２の座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	距離
H6	[redacted]		
H7			
H8			
H9			
H10			

その他の座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
P1	[redacted]	
P2		
P3		
P4		
W1		
W2		
W3		
W4		
S		
A1		
A2		

座標系(世界測地系)	VI	測量年月日	令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日測量(検査)	手続番号	令和[redacted]年第[redacted]号及び第[redacted]号	縮尺	１：５００

表示年月日：２０２４／１１／２１

資料１

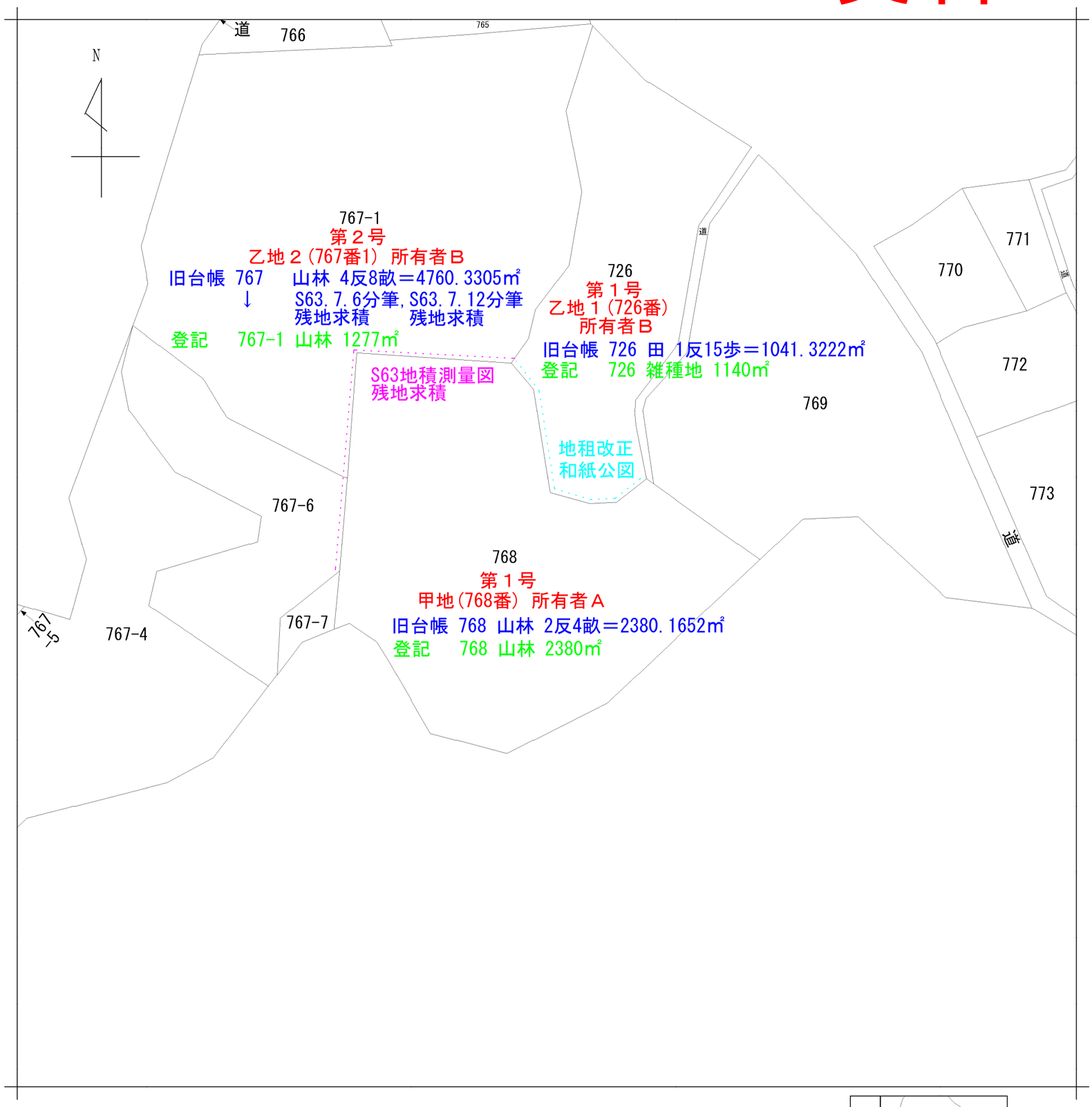

地番区域見出

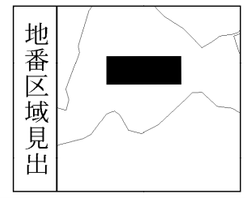

請求部分	所在	[redacted]市[redacted]町字C				地番	768番			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

資料２

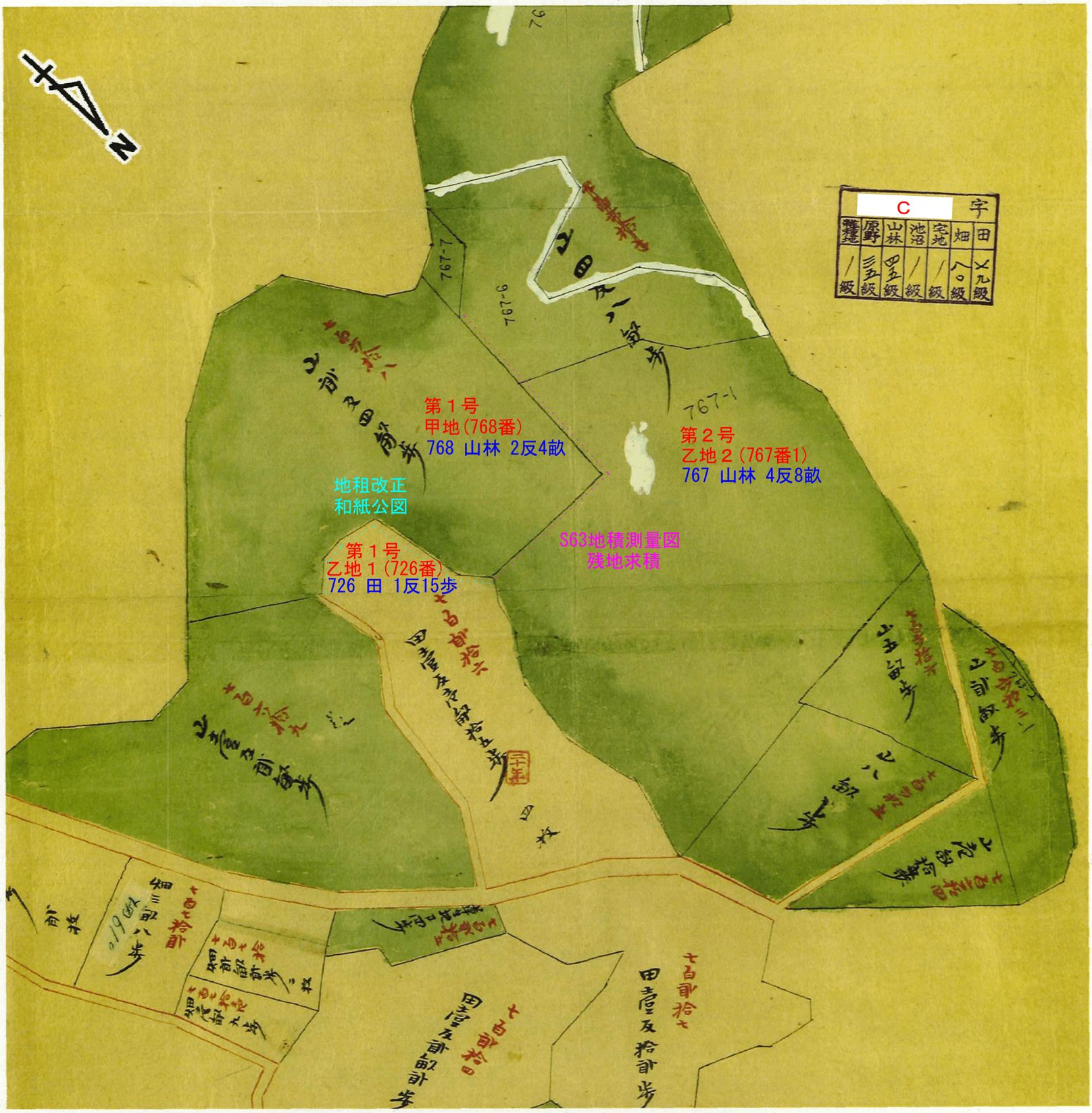

(注)地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	[redacted]市[redacted]町字 C		地番	768番		
縮尺		補記事項	所在は、[redacted]市[redacted]町字 C に変更しています。				

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

令和6年11月21日

津地方法務局[redacted]支局

登記官 [redacted]

(1/1)

資料３－１

登記年月日：昭和63年7月12日

表示年月日：2024／11／21

218726

地番	前 767-1 後 767-[redacted] 新 767-[redacted]
土地の所在	[redacted]

~~土地所在図~~ 地積測量図 全図 1/2

昭和63年7月12日登記

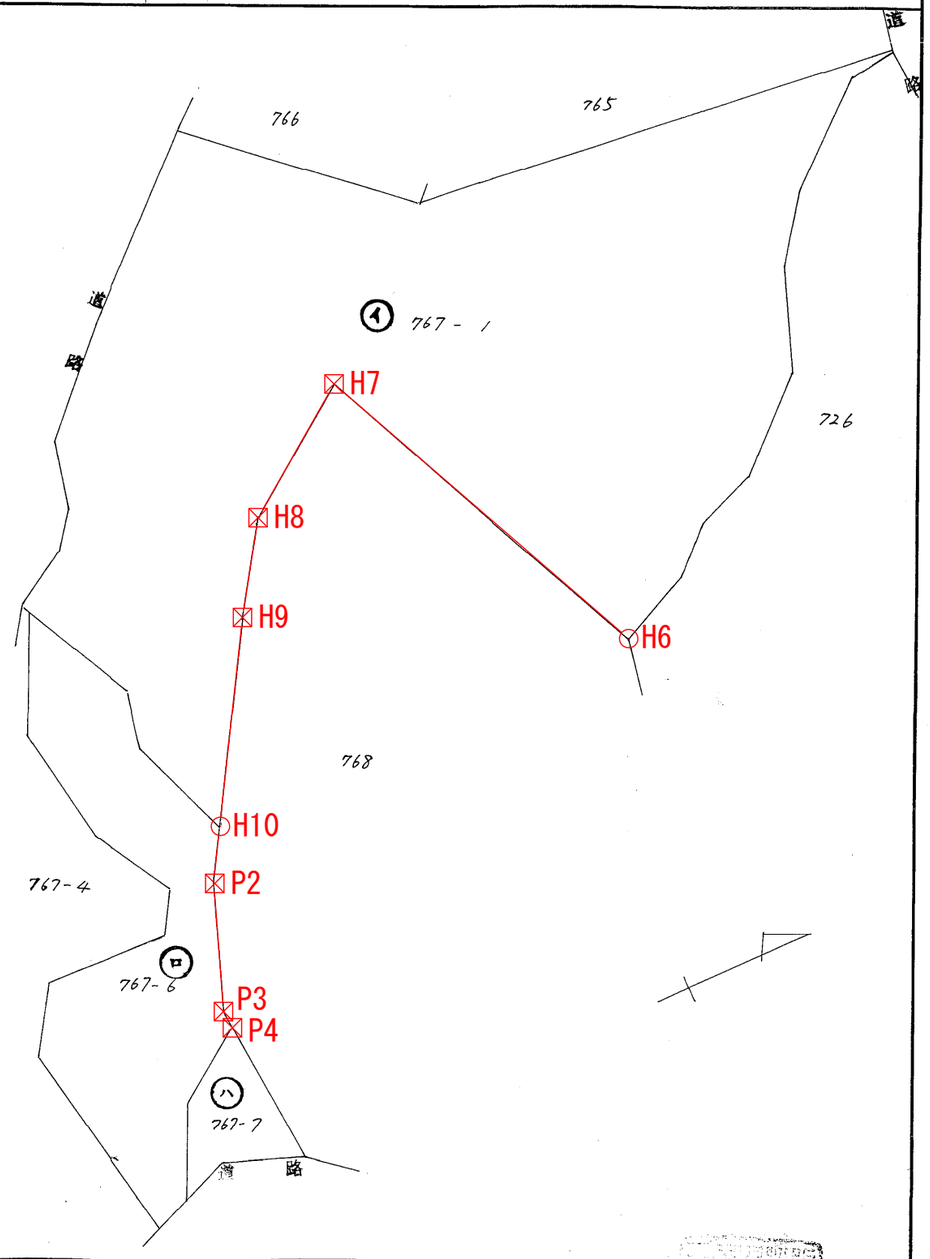

作製者	三重県[redacted]地方県民局 [redacted]土木事務所 [redacted] ㊞ （昭和 63 年 6 月 21 日作製）	嘱託者	三重県知事 [redacted] 債務者 [redacted] 三重県規則第36号三重県事務決裁及び委任規則第４条による知事の権限の委任 三重県[redacted]地方県民局 [redacted]土木事務所長 [redacted] ㊞	縮尺	1/500

(1/2)

資料３－２

登記年月日：昭和63年7月12日

表示年月日：2024/11/21

218727

地後番	前 767-1 新 767-7
土地の所在	[redacted] 昭和 63 年 7 月 12 日登記

地積測量図

2/2

① 767 - 1

1736.275 - (394.410 + 64.190) = 1277.675

ロ 767 - 6

10.1	×	7.8	=	78.78
9.0	×	4.6	=	41.40
10.0	×	6.8	=	68.00
11.8	×	(4.9 + 4.8)	=	114.46
6.4	×	2.4	=	15.36
5.9	×	2.2	=	12.98
10.8	×	4.2	=	45.36
14.3	×	5.4	=	77.22
14.8	×	7.3	=	108.04
14.8	×	4.9	=	72.52
17.2	×	7.6	=	130.72
10.6	×	1.6	=	16.96
7.8	×	0.9	=	7.02
計			=	788.82
1/2			=	394.410

ハ 767 - 7

7.8	×	2.7	=	21.06
11.2	×	3.1	=	34.72
12.1	×	6.0	=	72.60
計			=	128.38
1/2			=	64.190

地積

① 1277 ㎡

ロ 394 ㎡

ハ 64 ㎡

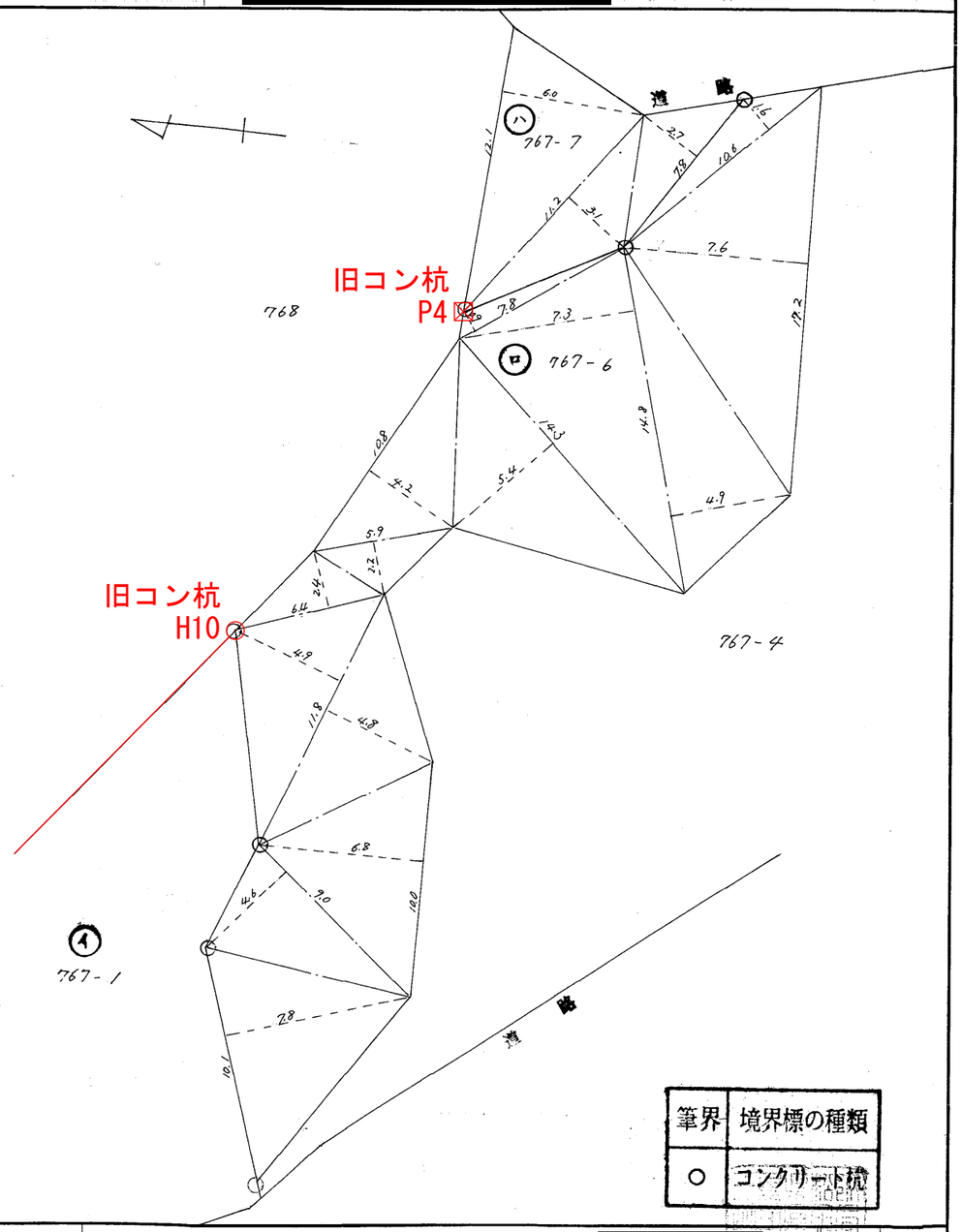

筆界	境界標の種類
○	コンクリート杭

作製者	三重県[redacted]地方県民局 [redacted]土木事務所 [redacted] 印 (昭和 63 年 6 月 2/ 日作製)
嘱託者	三重県知事 [redacted] 債務者 [redacted] 三重県規則第36号三重県事務決裁及び委任規則第4条による知事の権限の委任 三重県[redacted]地方県民局 [redacted]土木事務所長 [redacted] 印

縮尺 1/250

筆界特定図面

対象土地甲の所在	[redacted]市[redacted]町字 C	地番	768番
対象土地乙１の所在	[redacted]市[redacted]町字 C	地番	726番
対象土地乙２の所在	[redacted]市[redacted]町字 C	地番	767番1

資料４

緑の文字は、追加記入したものです。

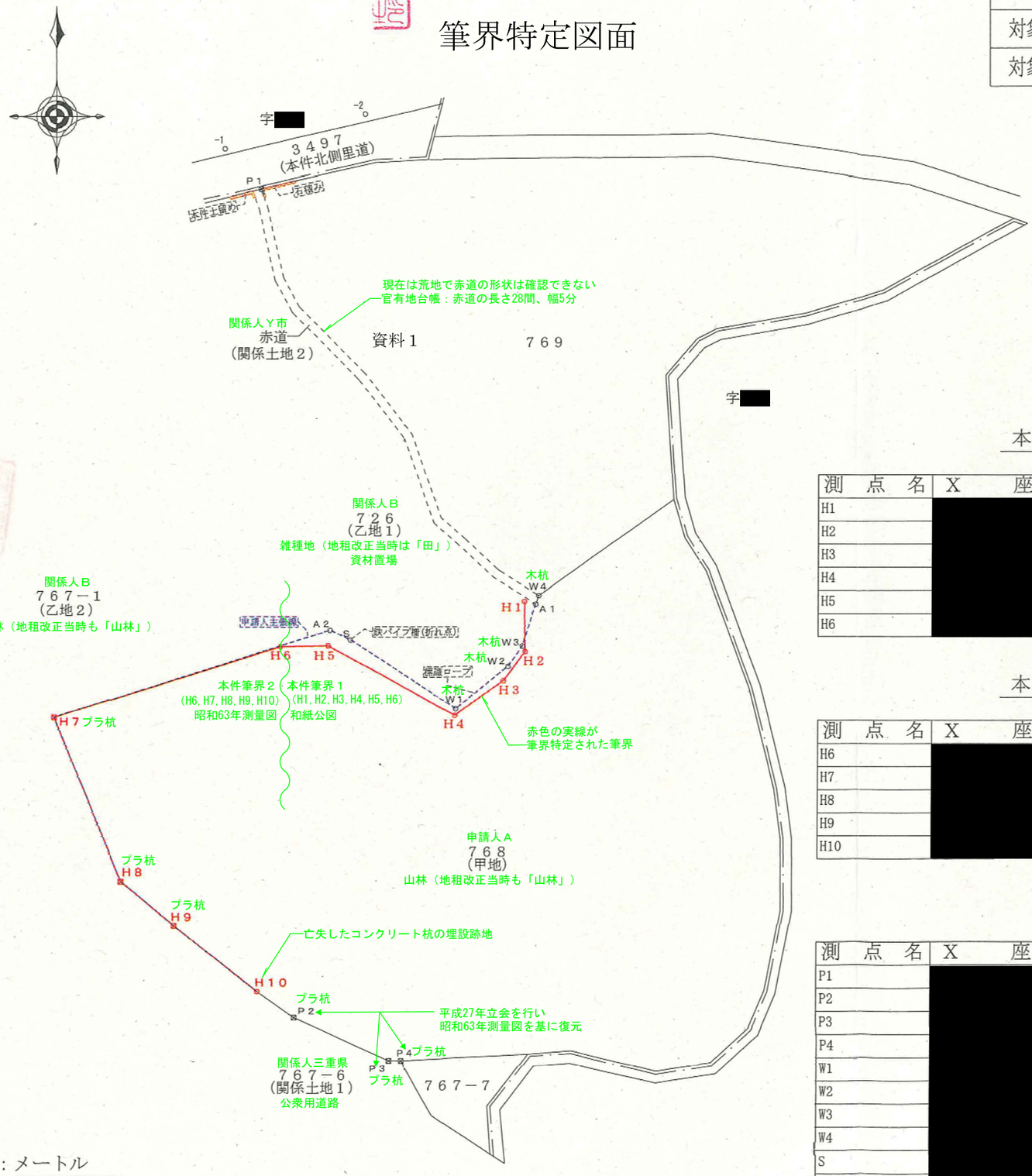

単位：メートル

筆界点	境界標の種類
⊞	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭

基準点図1／2500

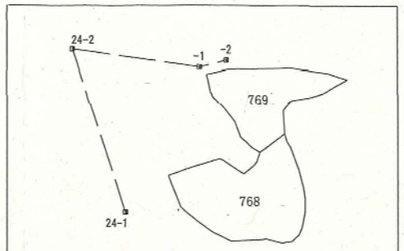

点名	X座標	Y座標
24-1	[redacted]	
24-2		
-1		
-2		

本件筆界１の座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	距離
H1	[redacted]		
H2			
H3			
H4			
H5			
H6			

本件筆界２の座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	距離
H6	[redacted]		
H7			
H8			
H9			
H10			

その他の座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
P1	[redacted]	
P2		
P3		
P4		
W1		
W2		
W3		
W4		
S		
A1		
A2		

座標系（世界測地系）	VI	測量年月日	令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日測量（検査）	手続番号	令和[redacted]年第[redacted]号及び第[redacted]号	縮尺	１：５００

資料５



地租改正事業当時の測量風景
【出典：国税庁ホームページ】

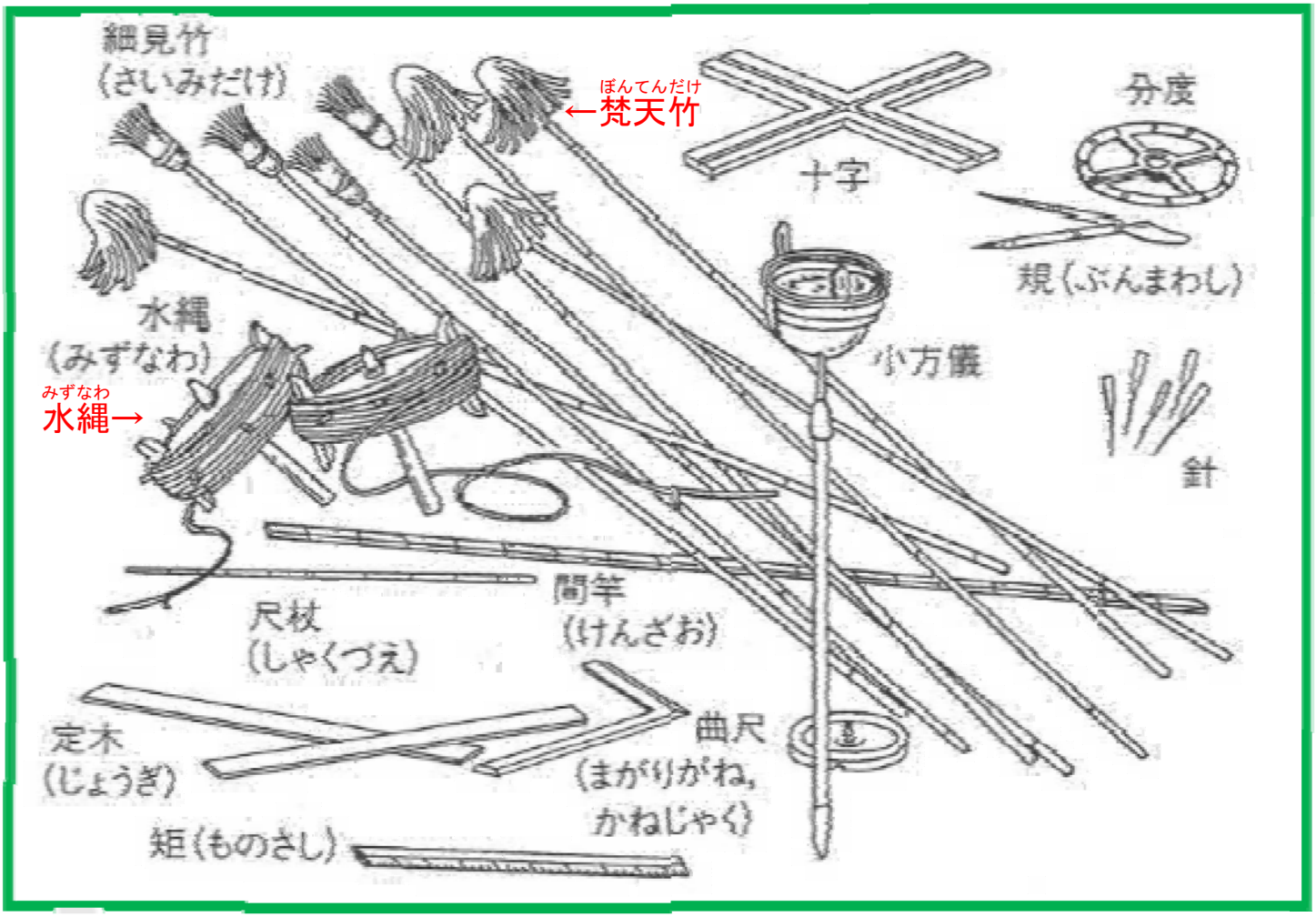

地租改正事業の当時測量に用いられた道具
【出典：新版日本の地籍その歴史と展望(鮫島信行)】

資料６

十字法

不整形の土地を直角矩形（長方形）の形になぞらえて、縦・横の長さを乗じて面積を求める方法。

・土地の形状をみて、屈曲した境界線からなる土地の面積が等しくなるように目算して、屈曲した境界線を一直線に見通して想定した長四角形を作る。
・想定した長四角形の四隅に細見竹を立て、各辺の中間に梵天竹を立てる。
・さらに、梵天竹の間に水縄を縦と横に張り、その交叉する中央に十（十字木）をあてて直交するようにする。

※図中、〇印は細見竹、△印は梵天竹、真中は十字（十字木）。

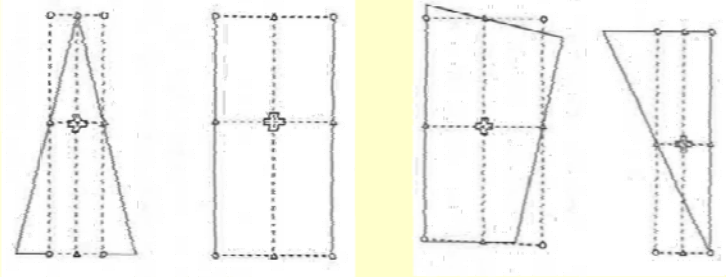



十字法の測量風景
【出典：国税庁ホームページ】

三斜法

図のように多くの三角形に分割し、それぞれの三角形の面積を合計して一筆地所の面積を求めるもの。

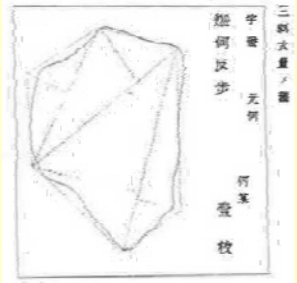

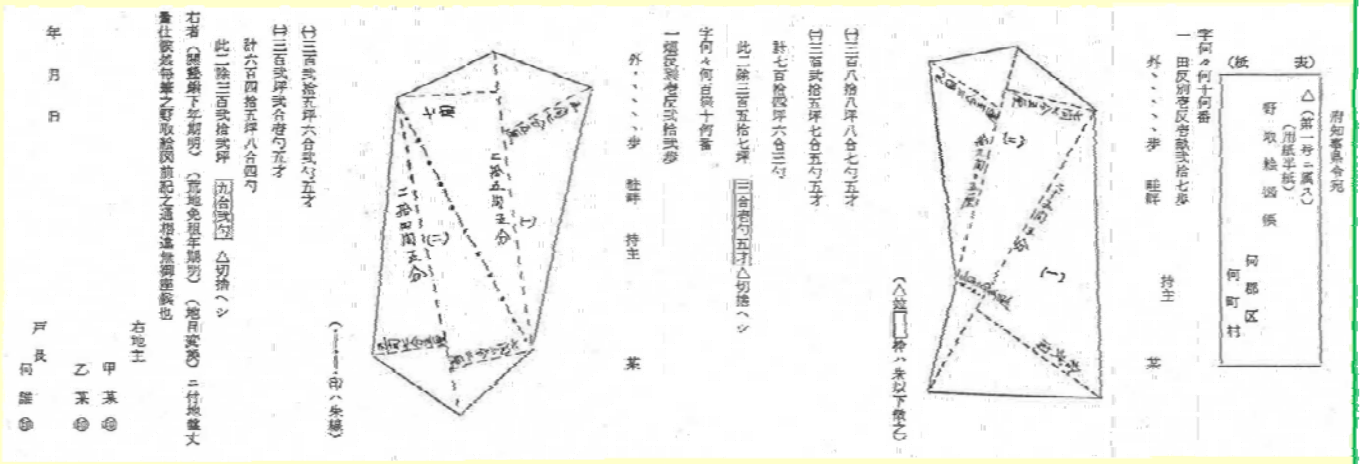

上図：明治17年「地租条例取扱心得書」で示された三斜法を用いた野取絵図の雛形
左図：明治15年大蔵卿松方正義から太政大臣三条実美への「地租改正報告書」にある三斜丈量ノ図